

宮城教育大学共同研究取扱規程

平成 16 年 4 月 1 日 制 定
平成 27 年 4 月 24 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮城教育大学（以下「本学」という。）における共同研究の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程で「共同研究」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 本学において民間機関等から民間等共同研究員及び研究経費等を受け入れ、かつ、本学の教員が当該民間等共同研究員と共通の課題について共同して行う研究
 - 二 本学及び民間機関等に招いて共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から民間等共同研究員及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるもの
- 2 この規程で「民間機関等」とは、会社（商法等に基づくものに限る。）、地方公共団体、特殊法人又は民法第 3 4 条に基づき設立された法人をいう。
- 3 この規程で「民間等共同研究員」とは、民間機関等に属する者で、現に研究業務に従事し、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。
- 4 この規程で「研究担当者」とは、共同研究を担当する本学の教員及び民間機関等において現に研究業務に従事する者をいう。

(受入れの原則)

第 3 条 共同研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

(申請)

第 4 条 共同研究の申請をしようとする民間機関等の長は、別紙様式による共同研究申込書を学長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

- 第 5 条 学長は、前条の申請があったときは、教授会の議を経て、受入れの決定を行うものとする。
- 2 学長は、前項の受入れを決定したときは、その旨を契約責任者及び民間機関等の長に通知するものとする。

(契約の締結)

第 6 条 契約責任者は、前条第 2 項の通知により契約を締結し、その旨を学長に通知するものとする。

(研究料)

- 第 7 条 民間等共同研究員 1 人の研究料の額は、年額 420,000 円とし、月割計算は行わない。
- 2 民間機関等の長は、前条の契約を締結したときは、遅滞なく、研究料を納付しなければならない。
- 3 第 1 2 条第 1 項の規定により共同研究の期間を延長した場合において、同一の民間等共同研究員に係る研究料は、徴収しない。

(経費の負担)

- 第8条 第2条第1項第1号に規定する共同研究に要する経費は、次の各号に定めるところによる。
- 一 本学は、施設・設備を共同研究の用に供するとともに、その維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。
 - 二 民間機関等は、共同研究の遂行上特に必要とする謝金、旅費、消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究の遂行に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。
 - 三 前号の規定により民間機関等の負担する額を算出する場合の間接経費は、直接経費の10パーセントに相当する額を標準とする。
 - 四 本学は、必要に応じ、予算の範囲内で直接経費の一部を負担することができる。
 - 五 本学は、第12条第1項の規定により共同研究を中止した場合において、既に受け入れた直接経費の額に不用が生じたときには、不用となった額の範囲内で、その全部又は一部を民間機関等に返還することがある。
- 2 第2条第1項第2号に規定する共同研究に要する経費は、前項に定めるもののほか、民間機関等が分担して行う研究に要する経費等は、民間機関等の負担とする。

（設備等の取扱い）

- 第9条 第8条第1項に規定する経費により、共同研究の必要上本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属する。
- 2 第8条第2項に規定する経費により、共同研究の必要上民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属する。
 - 3 本学において行う共同研究の遂行上必要な場合は、民間機関等から共同研究に要する経費のほか、その所有に係る設備を受け入れることができる。

（施設の利用）

- 第10条 本学の教員は、共同研究のために必要な場合には、民間機関等の施設において研究を行うことができる。

（共同研究の中止等）

- 第11条 学長は、天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、民間機関等の長と協議の上、共同研究を中止し、又はその期間を当該会計年度内に限り延長することができる。
- 2 学長は、前項の規定により共同研究を中止し、又はその期間の延長を決定した場合には、その旨を契約責任者に通知するものとする。

（特許出願の際の取扱い）

- 第12条 学長及び民間機関等の長は、共同研究に伴い発明が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう努めるものとする。
- 2 学長又は民間機関等の長は、研究担当者が共同研究の結果それぞれ独自に発明を行った場合において、単独で特許出願をしようとするときには、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ相手側の同意を得るものとする。
 - 3 学長及び民間機関等の長は、研究担当者が共同研究の結果共同で発明を行った場合において、共同で特許出願をしようとするときには、持分等を定めた共同出願契約を締結して行うものとする。ただし、民間機関等の長から、当該共同の発明に係る特許を受ける権利の持分を本学が承継した場合は、この限りでない。
 - 4 前項本文の場合において、学長は、研究担当者が合意予定の持分案について、あらかじめ本学の

総務委員会に諮るものとする。

(特許権等の優先的实施)

- 第13条 学長は、共同研究の結果生じた発明について、本学が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「本学が承継した特許権等」という。）を民間機関等の長又はその指定する者に限り、出願したときから10年を越えない範囲内において優先的に実施させることができる。
- 2 学長は、共同研究の結果生じた発明について、民間機関等との共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を民間機関等の長の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。
- 3 前2項に定める期間は、公共性・公平性を著しく損なわないように十分考慮の上、必要に応じて更新することができる。

(特許権等の第三者に対する実施の許諾)

- 第14条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、民間機関等の長及びその指定する者以外の者に対し、前条第1項又は第2項に規定する特許権等の実施を許諾することができる。
- 一 前条第1項の本学が承継した特許権等又は同条第2項の共有に係る特許権等をそれぞれ民間機関等の長又はその指定する者が、優先的実施期間中の第2年次以降において正当な理由なく実施したいとき。
- 二 本学が承継した特許権等及び共有に係る特許権等を優先的に実施させることが、公共の利益を著しく損なうと認められるとき。

(実施料)

- 第15条 学長は、前2条の規定により、本学が承継した特許権等又は共有に係る特許権等の実施を許諾したとき、又は共有に係る特許権等を本学と共有する民間機関等が実施するときは、実施契約を締結の上、実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

- 第16条 第12条から前条までの規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利の取扱いについて準用する。

(研究成果の公表)

- 第17条 共同研究による研究成果は、公表するものとする。
- 2 学長は、特許出願その他特に必要があるときには、公表の時期及び方法について、民間機関等の長と協議して定めるものとする。

(雑則)

- 第18条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月24日から施行する。

(別紙様式)

共 同 研 究 申 込 書

平成 年 月 日

国立大学法人宮城教育大学長 殿

住所

氏名 (名 称)

(代表者)

印

株式会社〇〇〇 (以下「乙」という。)は、国立大学法人宮城教育大学 (以下「甲」という。)の宮城教育大学共同研究取扱規程を遵守の上、下記の通り共同研究を申し込みます。

記

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 研究期間

4 研究実施場所

5 研究に要する経費の負担額 (消費税及び地方消費税を含む)

直接経費	円
間接経費	円
研究料	円 ※1
合 計	円

6 研究担当者 (甲)

所属・職名

氏 名

所属・職名

氏 名

7 研究担当者 (乙)

所属・職名

氏 名 ※2

所属・職名

氏 名

8 提供設備等

9 その他

※1 民間等共同研究員の研究料は年額42万円とし、月割り計算はしません。

※2 民間等共同研究員には氏名の前に◎を付してください。